

保護者の皆さんへ

枚方市学校園安全共済会 災害共済給付制度について

安全共済会は、枚方市PTA協議会独自の共済制度として、PTA会員の会費と市の補助金で運営している団体です。その運営には、PTA会員と学校の代表が関わっています。

枚方市立の小中学校及び幼稚園の管理下で災害(負傷・死亡)が発生したときに災害共済給付が行われる、児童生徒及び園児のための共済制度です。

『学校園管理下』の範囲は、授業(保育)時間・休憩時間・登下校園中に加えて、部活動及び遠足・修学旅行などの特別活動中も含まれます。

また、小学校新1年生の黄色い帽子・登下校用安全旗などの子どもたちへの安全教育に関するものや、マスク・消毒液などの感染症予防のための消耗品も安全共済会で配布しています。

保護者負担の年会費は、【小学生・中学生300円 幼稚園児140円】です。
(ただし、小中学校の要保護・準要保護家庭の児童生徒は会費を免除します)

給付金請求の手続き詳細については学校にお尋ねください

- ※ 『学校園でケガをしたりメガネが壊れたりした場合には必ず先生に見せるように』と、お子さんにも日頃からお伝えください。
- ※ メガネが破損したときには破損状況のわかる写真を添付していただきます。写真はご家庭で撮っていただいても構いませんが、学校の先生の確認は必要です。
- ※ 学校園経由で枚方市学校園安全共済会へ請求し、審査・給付決定後、給付金を指定金融機関へ振り込みます(審査で給付対象外となることがあります)。
- ※ 給付金の『口座振替依頼書』には、必ず印鑑を押してください。
申請から給付まで1~2ヶ月かかりますので、金融機関支店名の記入漏れ等のないようにご確認ください。
- ※ すべての申請期限は、災害発生日より2年です。

災害共済給付金一覧

(領収証の宛名はすべて園児児童生徒本人です)

給付金の種類	給付の条件等	給付金額	必要書類	
補 填 料	室料差額	治療上の必要を 医師が認めた場合の室料差額	実費 【一日当たり上限 5,000円×日数】 【領収証】 (室料差額と入院日数が 分かるもの・写し可) 【口座振替依頼書】	
	総医療費 5000円 未満	総医療費5,000円未満の治療費 ※ 治療が完了している場合のみ ※ 初診は医療機関に限る ※ 医師の指示があれば接骨院や 整骨院での治療費も給付対象	公費負担医療制度を利用 【自己負担額 + 総医療費の1割】 公費負担医療制度の 利用無し 【総医療費の4割】 【医療等の状況】 (原本) 【口座振替依頼書】	
	公費負担医療制度無しで申請して給付金を受けた場合、後日に公費負担申請することは できません。二重給付が判明した場合は返金していただきます。			
	メガネ・ コンタクト	身につけた状態で破損した場合 ただし、本人の過失及び第三者の 故意による破損は対象外 教諭による破損状況の確認が必要	実費 上限は10,000円	【眼鏡専門店の領収証】 (修理・交換・購入の但し 書のあるもの・写し可) 【破損時の写真】 【口座振替依頼書】
	治療用装具	身につけた状態で破損した場合 ただし、本人の過失及び第三者の 故意による破損は対象外 教諭による破損状況の確認が必要	実費 上限は15,000円	【領収証】 (写し可) 【口座振替依頼書】
	特別初診料 (特定療養費) 等	必要に応じて給付する		【領収証】 (写し可) 【口座振替依頼書】
歯冠補綴	医療機関が必要と認め、 日本スポーツ振興センターの 支給対象とならない 保険外治療による歯冠補綴費用 (中切歯から犬歯までの上下12本 の範囲内で2本以下)	実費 1本につき一度だけ給付 上限は50,000円/本	【領収証】 (保険外治療の記載・ 写し可) 【医療等の状況】 (詳細は要問合せ) 【口座振替依頼書】	
災害から歯冠補綴まで時間がかかることがあります。申請には受傷当初の書類のコピーの提出や、 定期的な受診の証明が必要となりますので、詳細は学校園の先生にお問い合わせください。				
タクシー その他の 移送料	日本スポーツ振興センターの適用範囲の場合に、 事故の当日、学校園長が緊急性を認めた場合のみ 事故発生場所から最寄り医療機関までの往復に限る		/	
医療貸付金	相当高額の医療費を必要とする場合 等	理事会または審査委員会 の審査による	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】	
障害見舞金	障害等級は日本スポーツ振興 センターの決定による	別途本会の定める金額	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】	
死亡弔慰金	事故・病気・交通事故による死亡	100,000円 (登下校時は半額)	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】	